

特 記 仕 様 書

第 1 条 （適用範囲）

1. この特記仕様書は、八匠水道企業団工事標準仕様書でいう特記仕様書で、配水管の更新工事を請負により施工する工事に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、八匠水道企業団工事標準仕様書、及び関係法令によるものとする。

第 2 条 （週休 2 日制適用工事）

1. 本工事は、週休 2 日制適用工事（受注者希望方式）である。
2. 月単位の週休 2 日工事を希望する受注者は、工事着手前に監督職員に打合せ簿を提出すること。
3. 週休 2 日工事の実施にあたっては、「八匠水道企業団週休 2 日制適用工事施行要領」に基づくものとする。

第 3 条 （工期）

工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から100日間（令和 年 月 日限り）とする。なお、休日等には、土曜日・日曜日の他、祝日及び夏季休暇・年末年始休暇を含むものとし、夏季休暇・年末年始休暇については、監督職員と協議するものとする。

第 4 条 （施工時期）

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼 間 作 業	○
夜 間 作 業	—
昼夜間 作 業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 （建設副産物の処分）

指定処分（A）

1. 建設発生土

本工事により発生する建設発生土 2.1 m^3 は、旭市三川字貉野15001番8外、管内想定片道運搬距離 21.0 kmの 林建材 に運搬し処理するものとする。

なお、工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材 14.1 m^3 は、横芝光町宮川字奥馬6710番5、管内想定片道運搬距離 6.5 kmの (有)越川商店 に運搬し処理するものとする。

なお、工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 建設廃棄物

（1）本工事により発生するコンクリート塊 は、横芝光町宮川字奥馬6710番5、管内想定片道運搬距離 6.5 kmの (有)越川商店 に運搬し処理するものとする。

（2）本工事により発生するアスファルト・コンクリート塊 3.1 m^3 は、横芝光町宮川字奥馬6710番5、管内想定片道運搬距離 6.5 kmの (有)越川商店 に運搬し処理するものとする。

（3）本工事により発生する建設発生木材（伐木、除根材を含む） は、匝瑳市大寺字木ノ宮1473番1外、管内想定片道運搬距離 5.0 kmの (株)エコグリーン に運搬し処理するものとする。

（4）本工事の舗装切断作業時に発生する汚泥と廃アルカリの混合物 0.32 m^3 は、横芝光町寺方字東中島578番外、管内想定片道運搬距離 9.5 kmの 丸源起業(株) に運搬し処理するものとする。

（5）上記（1）から（4）において、工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 撤去材及び切管残管

本工事により発生する撤去材及び切管残管 は、匝瑳市野手2714番1外、管内想定片道運搬距離 8.0 kmの (有)ヨシダ商事 に運搬し処理するものとする。

なお、工事発注後、事情により上記の指定処分先により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第4 乙は、この契約による業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（持ち出しの禁止）

第5 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された資料等を当該場所以外に持ち出してはならない。

（事務従事者への周知及び監督）

第6 乙は、その事務に従事している者（以下「事務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。また、乙は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の目的外利用・提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務进行处理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査、指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を行うために取り扱う個人情報の取扱いの態様について随時調査し、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を行う上で、個人情報の漏えい等、個人情報の保護上で問題となる事案が発生した場合には、その取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等必要な事項を公表することができる。

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

ワンデーレスポンスに係る特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は基本的に、「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。

ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名： 低地区第2－3工区給水補助管更新工事

明 示 項 目	明 示 事 項
工程関係	・ 本工事は、全工種が昼間施工であり、作業時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、道路使用許可書の作業時間を遵守すること。 ・ 現場閉所による週休 2 日工事を原則とし、土・日・祝日は休工日を基本とする。
用地関係	・ 資材の仮置場等を、受注者の責により用意すること。
公害対策関係	・ 排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 ・ 建設工事に伴う騒音対策技術指針によること。
安全対策関係	・ 水道工事標準仕様書ならびに関係法令を遵守し施行すること。 ・ 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置すること。 ・ 仮設工は任意であるが、建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し施工すること。 ・ 掘削の深さが1.5mを超える場合は、土留を設置すること。 (本設計では部分的に計上している。)
工事用道路関係	なし
仮設備関係	なし
建設副産物関係	・ AS塊、路盤廃材、コンクリート塊、建設発生土などの建設副産物の処理については別添「特記仕様書」に基づき、適切に処理すること。
工事支障物件等	・ 他の埋設物に十分注意して施工すること。
排水工関係 (濁水処理を含む)	なし
その他	